

ステイ、ノウハク。
あたらしい故郷を 冒険しよう



令和4年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の概要について

（ 抜 粋 ）

詳細はYouTubeで
ご確認ください



令和4年9月

農林水産省

農村振興局

都市農村交流課

○ 農泊の運営主体となる地域協議会等に対して、ソフト・ハード両面から一体的に支援を行う。

農泊推進体制

法人化された**中核法人**※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む**。
（構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと）

※ 中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。



○ このほか、国内外へのプロモーション事業を通じた農泊地域の魅力発信を行い、農泊需要の喚起を推進

地域協議会の取組への支援

市町村・中核法人等の取組への支援

< ソフト対策 >

農泊実施体制等の構築

農泊推進事業	農泊をビジネスとして実施できる体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援 （ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発等）	事業実施期間：2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも500万円/年
+		
人材活用事業	新たな取組に必要な人材の雇用等に要する経費を支援 ※農泊推進事業と併せて実施すること	事業実施期間：2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも250万円/年

完了後

農泊経営の高度化

農泊推進事業完了地区を対象に、集客力の向上や経営の安定等を図るための取組に要する経費を支援

農泊地域高度化促進事業	<ol style="list-style-type: none"> インバウンド対応 Wi-Fi、キャッシュレス、多言語対応、トイレの洋式化、インバウンド向け食事メニュー開発等 高付加価値化対応（食・景観） ・地元食材を活用した食事メニュー開発 ・景観・歴史・伝統文化等を活用した体験プログラム開発等 ワーケーション対応 Wi-Fi、オフィス環境（机、椅子、アクリル板等）整備、企業等への情報発信等 <p>※当該事業による支援は1回限り。 また、①とそれ以外（②、③）の同時実施は不可。</p>	事業実施期間：最大2年間 交付率：①定額等 ②③1/2 上限：①200万円 ②③100万円、150万円 ※②③の助成額について 「食」「景観」「ワーケーション」のうち、一つのみ実施の場合 ⇒ 上限100万円（国費） 二つ以上実施の場合 ⇒ 上限150万円（国費）
--------------------	--	--

< ハード対策 >

宿泊施設等の充実

※以下2つの実施形態のうちいずれか。

市町村・中核法人実施型	古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農家漁家レストラン等の整備に要する経費を支援	事業実施期間：原則2年以内 交付率：1/2 上限：原則2,500万円（国費）
農家民泊経営者等実施型	農家民泊経営者等が現在営んでいる宿泊施設の改修に要する経費を支援 ※農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するための整備を行う場合、併せて転換促進費の活用が可能（1経営者あたり最大100万円）	事業実施期間：原則1年以内 交付率：1/2 上限：1,000万円/経営者（国費） （1地域あたり5,000万円）

■ 農泊をはじめ（農泊推進事業）

- 「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」
- 「農泊推進事業」では、農泊のスタートに必要となる実施体制の構築や観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援（500万円、2年間）
- さらに、「人材活用事業」により、上記の取組に必要となる人材の育成についても支援（250万円、2年間）

農泊推進事業

農泊をビジネスとして実施できる体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援

【事業実施期間】 2年間

【交付率】 定額（1年目、2年目ともに上限500万円/年）

農泊実施体制の構築	 農泊地域内の合意形成及び体制構築	 地域の理解醸成のためのセミナー開催	 専門家による指導
コンテンツ開発	 農業/収穫体験	 自然/カヌー体験	 文化/着付け体験
環境整備	 Wi-Fi整備	 キャッシュレス導入	 多言語対応
プロモーション	 WEBサイト構築	 PR動画作成	 パンフレット作成

このような取組にあたって必要な人材の雇用

人材活用事業

新たな取組に必要となる人材の雇用等に要する経費を支援

【事業実施期間】 2年間

【交付率】 定額（1年目、2年目ともに上限250万円/年）

2年間で合計1,500万円まで定額での支援が可能

農泊推進事業の完了までに、

- ・ **地域の農泊を運営する中核法人を中心とした地域協議会※**の設立
- ・ 「**宿泊**」「**食事**」「**体験**」の提供により、**農泊をビジネスとして実施できる体制の構築**が必要。

※実施体制の構成員に農林水産業のいずれかに関わるものを含むこと

求められる農泊推進体制

地域協議会

中核法人

※中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

宿泊業

飲食業

交通業

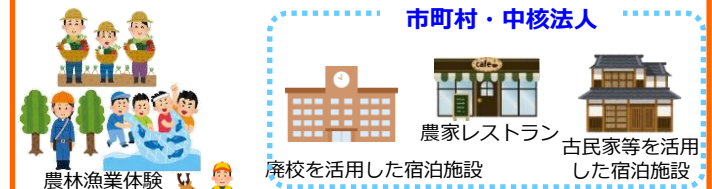
旅行業

中核法人

金融業

農林水産業

小売業（お土産等）



地域協議会との連携

農家民泊

※民泊等の経営者が単独で事業を申請することは不可

■ 経営を高度化する事業（農泊地域高度化促進事業）

- 農泊推進事業を実施し完了した地域を対象に農泊の経営を高度化し、コンテンツの高付加価値化を図る
- ①インバウンド対応 ②高付加価値対応（食・景観） ③ワーケーション対応 から選んで実施。また、②と③は併せて行うことも可能（①又はそれ以外（②、③）のいずれかを実施可能）

概要	①インバウンド対応	②高付加価値化対応（食・景観）	③ワーケーション対応
支援対象	<p>インバウンド対応の取組への支援</p> <p>Wi-Fi環境整備 外国語対応HP作成 トイレの洋式化 インバウンド向け体験プログラム開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ストレスフリーな環境整備 Wi-Fi、キャッシュレス、多言語対応、トイレの洋式化 等 ○ 観光コンテンツの高付加価値化 インバウンド向け食事メニュー、体験プログラムの開発 等 	<p>食や景観を活用したコンテンツの高付加価値化を図る取組への支援</p> <p>地域統一メニュー化 豊かな食文化等をPR 農業遺産や農村景観を活用したプログラム開発</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)食を活かしたコンテンツ開発 地元食材を活用した商品開発、地域の食文化を活かした体験プログラム開発 等 (2) 景観を活かしたコンテンツ開発 農村景観や農業遺産等を活用したプログラム開発、自転車の導入、案内板の設置 等 	<p>ワーケーション対応の取組への支援</p> <p>机・椅子等のオフィス環境整備 Wi-Fi環境整備 コロナ対策（アクリル板） 余暇活動（農業体験）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事に必要な環境整備 Wi-Fi対応、机、椅子等のオフィス環境整備、アクリル板等のコロナ対策 等 ○ ワーケーションに係る情報発信 企業等向けのプロモーション、ワーケーション向けコンテンツ開発 等
事業期間・交付率	<p>定額（上限200万円/事業期間） (トイレの洋式化は1/2)</p>	<p>1/2（※） ※「食」「景観」「ワーケーション」のうち、一つのみ実施の場合は上限100万円（国費）、二つ以上実施の場合は上限150万円（国費）（いずれも事業期間当たり）</p>	<p>1/2（※）</p>
<p>1年間又は2年間（地域の実情に応じた期間を選択）</p>			



農泊地域高度化促進事業の活用事例① ～簡易な施設の整備や備品の導入～

【ポイント】

高度化事業で、食や景観活用の高付加価値化に取り組む場合やワーケーションに対応する場合、プログラム開発や備品購入だけではなく**簡易な施設整備（簡易なハード事業※）の実施が可能**です。

※簡易なハード事業は支援総額の半額まで

A地域の事例



快適なワーケーション環境の整備と、リフレッシュ用に景観を生かした体験メニューを充実させたい！

○ワーケーションのための環境の整備、PR

デスク・椅子の購入、Wi-Fi環境整備（費用50万円）
→ **25万円助成！**

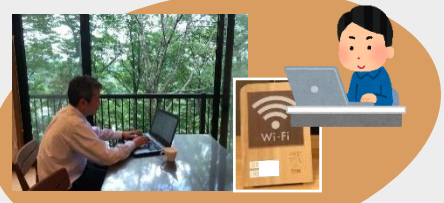
ワーケーションPRのHP作成、企業等への営業（費用80万円）
→ **40万円助成！**

○景観を活かしたサイクリングプログラム

体験用の自転車購入、案内図作成（費用70万円）
→ **35万円助成！**

簡易ハード

体験用の駐輪場の整備、見晴台整備（費用100万円）
→ **50万円助成！**



平日は農泊施設でテレワーク



週末はサイクリング

合計150万円を助成！

高付加価値化対応(景観)：85万円
ワーケーション対応：65万円（簡易ハードは支援総額の半額以下の50万円）

B地域の事例



地域の歴史や伝統食をもっと磨いて、高級感や特別感を出して、お客さんに喜んでもらいたい！

○遺産を活かした散策ツアー開発

ツアープログラム開発
モニターツアー実施（費用60万円）
→ **30万円助成！**

簡易ハード

散策コースの整備(案内看板、休憩施設、トイレ等)（費用140万円）
→ **70万円助成！**

○伝統食のコンテンツ化

新メニュー企画、試食会
有名料理人による研修会
調理機器の購入（費用100万円）
→ **50万円助成！**



日中は地域の歴史遺産散策ツアーで



素晴らしい景観の中ではお弁当、夜は高級感ある伝統食を堪能

合計150万円を助成！

高付加価値化対応(食)：50万円
高付加価値化対応(景観)：100万円（簡易ハードは支援総額の半額以下の70万円）

簡易ハードまで支援できるのは「農泊地域高度化促進事業」ならではのです！ご相談ください！

農泊地域高度化促進事業の活用事例② ～施設整備事業との組み合わせ～

【ポイント】

①インバウンド対応 ②高付加価値対応（食）または（景観） ③ワーケーション対応のいずれのメニューも、**施設整備事業（簡易でないハード事業）と組み合わせることで、多様な取組を実施することが可能です。**

C地域の事例



三密を避けるため、一棟貸しの整備や非接触型のコンテンツを開発したい！

一棟貸し宿泊施設の整備（ハード）



【ハード】
施設整備事業を活用
【補助】 交付率1/2
上限**5,000万円**（国費）
（遊休施設の改修の場合）

一棟貸しのコテージを整備

地元食材を活用した宅配用メニューの開発（ソフト）

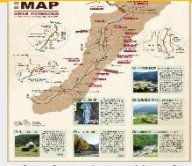


【ソフト】
高度化事業
（高付加価値
対応:食）を活用

2つセットで
上限**150万円**
（国費）

メニューの試作 宅配弁当の開発 【補助】 交付率1/2

農業遺産を楽しむサイクリングコースの開発（ソフト及び簡易なハード）



【ソフト及び簡易なハード】
高度化事業のうち
②高付加価値対応
（景観）を活用
【補助】 交付率1/2

プログラム開発

案内看板作成

合計**5,150万円**(5,000万円+高度化150万円)を支援可能

D地域の事例



密を避けたい都会の人たちのワーケーション受入にも対応できる宿泊施設を整備したい！

ワーケーション受入に必要な施設改修（ハード）



遊休施設の改修



共有オフィススペース



玄関の切り分け

【ハード】
施設整備事業を活用
オフィススペース内の環境整備

【補助】
交付率1/2 上限**5,000万円**（国費）
（遊休施設の改修の場合）

ワーケーションに必要なWi-Fi等の環境整備等（ソフト）



Wi-Fi環境整備



机・椅子等の
オフィス環境整備



ワーケーション向け
コンテンツ開発

【ソフト】
高度化事業(ワーケーション対応)を活用

【補助】
交付率1/2 上限**100万円**（国費）

合計**5,100万円**(5,000万円+高度化100万円)を支援可能

【注】組み合わせる実施するためには、「施設整備事業」と「農泊地域高度化促進事業」それぞれの提案が必要です。

施設整備事業の活用について ①

施設整備事業（市町村・中核法人実施型）

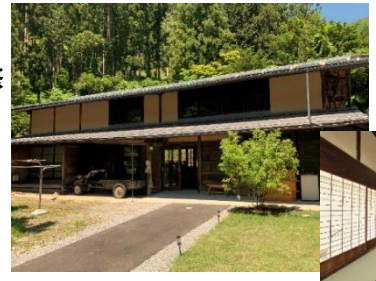
【市町村・地域協議会の中核法人等が事業を実施する場合】（事業実施期間：上限2年間）



宿泊施設や交流施設を充実させて交流人口を増やしたい。使われていない施設や廃校も有効活用したい。



空き家や古民家を宿泊施設として改修



古民家等の遊休施設を改修する場合



遊休施設を改修した**宿泊施設**

交付率：1/2

交付上限：5,000万円（国費）

建屋の新設及び遊休施設以外の施設を改修する場合



コテージ

一棟貸しの**宿泊施設**

交付率：1/2

交付上限：2,500万円（国費）

宿泊施設のほか、**農家レストラン**や**交流施設**として 新設・改修する場合も交付率及び交付上限は左記と同じです。



農家レストラン

廃校舎等市町村所有の遊休施設を宿泊施設として改修する場合



廃校を改修した**宿泊施設**

交付率：1/2
交付上限：1億円（国費）

実施要領に示す要件をすべて満たす必要^{※1}があります。

市町村負担分は、企業版ふるさと納税が活用できます。また、一般補助施設整備等事業債の対象となるとともに、該当市町村は過疎債、辺地債の対象となります。

地域協議会を組織することが必要（事業実施主体が地域協議会以外の場合は事業完了時まで組織）

- ※1 実施要領に示す要件として、以下をすべて満たす必要があります。
- a 対象施設について、現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途に供していない施設等遊休施設を有効活用するものであること
 - b 地域で取り組む農泊の推進に資する用途に供する改修であること
 - c 地域に所在する既存の施設との調和を図り、また当該施設と連携して地域で取り組む農泊を推進するよう一体的な事業実施計画であること
 - d 改修後の対象施設について、自然環境や地域の景観に配慮したものであること
 - e 改修後の対象施設について、文化、歴史等の地域の特性及び魅力を活かしたものであること
 - f 対象施設について、市町村が所有権を有し、かつ事業完了後も引き続き市町村が所有権を有すること
 - g 改修後の対象施設について、主たる用途が宿泊施設であり、かつその施設規模が事業の実施にあたり適正なものであること
 - h 対象施設から10km以内の地域において、観光客の受入れを主な目的とした事業実施計画に含まれない宿泊施設が存在しないこと

施設整備事業の活用について ②

施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）

【農家民泊経営者等^{※1}が事業を実施する場合】（事業実施期間：1年間）

営んでいる宿泊施設をより快適な施設に改修して宿泊客を満足させたい。



広くて落ち着ける寝室



大人数でも利用可能で快適な浴室



宿泊施設の質の向上のための整備^{※2}



広くて明るい雰囲気執務スペースへの改良整備



テラスを設置して開放的な空間を創出



十分な広さと照明を備えた寝室



換気設備付きの快適な調理室



洗面台の増設



男女別のトイレ

旅館業法に基づく営業許可取得のための整備^{※2} **注目!**

（自治体により設備基準が異なります）



定員に応じた規模、換気設備を有したトイレ



排水性を有した厨房

※さらに1経営者あたり**最大100万円**（定額）までの助成を受けることが可能

【農家民宿転換促進費】 詳細は次ページ

交付率 : 1/2

交付上限

1経営者あたり
1,000万円（国費）

経営者が複数の場合は
1地域あたり
5,000万円（国費）

事業の実施にあたっては、「地域協議会の設立」、「地域協議会における中核法人の設立」、「宿泊、飲食、体験の提供体制」がすでに整っていることが必要

※1 (1) 「農家民泊」とは、無償で居宅等に旅行者を宿泊させ、体験料を徴収して宿泊体験及び農林漁業体験を提供するもので、農家民泊を営む者を「農家民泊経営者」としています。
(2) 「農家民泊経営者等」とは、農家民泊経営者、旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けて宿泊を提供する者、住宅宿泊業法に基づく届出を行って宿泊を提供する者、及び農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に基づく農林漁業体験民泊事業者の登録を行って必要な役務を提供する者としています。

※2 (1) 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）は以下の分類となります。
① 旅館業法に基づく営業許可取得に最低限必要な整備 ② 宿泊施設の質の向上のために必要な整備
・ ①については旅館業法の営業許可の取得のために最低限必要となる設備の改修に必要な費用への助成であり、農家民泊経営者のみが支援対象となります。
・ ②については、個人旅行者の増加に結びつくような内装など、宿泊施設の質の向上に資する改修に要する費用への助成であり、農家民泊経営者等すべてが支援対象となります。

施設整備事業の活用について（農家民宿転換促進費） ③

施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）を活用する農家民泊経営者（旅館業法の営業許可を未取得の者に限る）に対して、農家民宿へ転換する場合は、「農家民宿転換促進費」を経営者1名あたり最大100万円（定額）を助成します。

施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）における農家民宿転換促進費の活用例

CASE①
 農家民泊を経営するAさんが**事業費200万円**で農家民宿の**営業許可を取得するために最低限必要な改修**工事を実施

- 旅館業法の営業許可を取得するために必要な厨房、浴室等を改修（ア）：200万円



厨房設備の改修 浴室の改修

【上記工事での支援内容】

- 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）での助成
 事業費（ア）200万円×1/2=100万円
 ⇒ **助成額100万円…①**
- 農家民宿転換促進費での助成
 営業許可取得に最低限必要な設備改修費用（ア）
 200万円×1/2=100万円
 ⇒ **助成額100万円…②**

Aさんへの助成額は、**①+②=200万円（国費）**
 （自己負担額なしとなります）

CASE②
 農家民泊を経営するBさんが**事業費600万円**で改修工事を実施

- 旅館業法の営業許可を取得するために必要な厨房設備等を改修（ア）：250万円
- 寝室の拡張、照明の整備（イ）：350万円

【上記工事での支援内容】

- 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）での助成
 事業費（ア+イ）600万円×1/2=300万円
 ⇒ **助成額300万円…①**
- 農家民宿転換促進費での助成
 営業許可取得に最低限必要な設備改修費用（ア）
 250万円×1/2=125万円>100万円
 ⇒ **助成額100万円…②**

Bさんへの助成額は、**①+②=400万円（国費）**
 （自己負担額は200万円となります）

CASE③
 農家民泊を経営するCさんが**事業費600万円**で改修工事を実施

- 旅館業法の許可を取得するために必要となる衛生設備等の改修（ア）：150万円
- インバウンド呼び込みのための個室シャワーユニットの設置（イ）：450万円

【上記工事での支援内容】

- 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）での助成
 事業費（ア+イ）600万円×1/2=300万円
 ⇒ **助成額300万円…①**
- 農家民宿転換促進費での助成
 営業許可取得に最低限必要な設備改修費用（ア）
 150万円×1/2=75万円≤100万円
 ⇒ **助成額75万円…②**

Cさんへの助成額は、**①+②=375万円（国費）**
 （自己負担額は225万円となります）

自己負担額の資金調達にあたっては、農林中央金庫、日本政策金融公庫等の融資がご利用いただけます。

農家民宿を開くなら、色々使える「農家民宿転換促進費」をご活用ください！！ **注目!**

- 施設整備事業を活用して、農家民泊から「農家民宿」に転換する場合、施設整備費の1/2補助に加えて**最大100万円助成**されます！これが「農家民宿転換促進費」（促進費）です。
- これにより、**自己負担ゼロで農家民宿への転換を図ることも可能**です！（必要な事業費が計200万円以下の場合）
- さらに、工事費だけではなく許認可手続き費など**様々な用途にもご活用頂けます**！！

CASE① 工事費に不安のあるAさんの事例



農家民泊を素敵な民宿に改装してもっと多くのお客様に快適に過ごしてもらいたい！

営業許可取得に必要な厨房や客室の整備に費用**200万円が必要！！**

農泊の施設整備事業は1/2補助だから…
補助額は工事費 200万円 × 1/2 = 100万円のみ
⇒ **残り100万円は自己負担？**



広く快適な客室の整備

工事費の自己負担が厳しいなあ…



綺麗で清潔な厨房の整備

そこで、「促進費」として自己負担分に対して**最大100万円を上乗せ支援！**



促進費の100万円を工事費の残りにあてて**自己負担ゼロで民宿を始められました！**

CASE② 許可事務手続きが不安なBさんの事例



民宿に改装して予約サイトへ登録したら、もっとお客さんに注目されるだろう！

民宿の開業には、施設の改修だけでなく、**営業許可取得のため申請**が必要！

食事を出すなら飲食店営業許可も必要。
更に、今の時代は**予約サイトへの登録も必須**！？



保健所への申請はめんどいし、図面なんてよう書かん。
ネットも苦手やし、予約サイト登録なんか分かんわ…。

プロにお任せ！



そこで、許可事務手続きの代行費用にも使用可能な「促進費」として**最大100万円上乗せ支援！**

よっしゃ、やったるか！



促進費を事務手続きの代行費用に充てて**自分で民宿を開業できて助かった！**

「農家民宿転換促進費」、相談してみてもよかった！

【注】促進費は、農家民泊から農家民宿に転換する場合が対象であり、農家民宿を新規開業する場合は対象とはなりません。

■農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の公募等スケジュール

令和5年	10月～1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
公募等 スケジュール		公募期間 (2中下旬～3中旬頃) ←→		● 公表（ソフト） (4月上旬頃)		● 公表（ハード） (6月中旬頃)	

「農泊推進対策」に関心のある方は、**公募開始前**までに管轄の農政局等又は農水省都市農村交流課にご相談ください。相談窓口は次頁参照

採択後、計画書の承認手続きと予算割当通知後に交付決定の手続きがあります。交付決定通知後に交付金の対象となります（4月上旬採択の場合、概ね6月頃から交付対象となります）。

「農山漁村振興交付金」紹介ページ（公募情報を含む）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

「農泊」の推進について 紹介ページ

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html

応募者の所在地	問い合わせ先及び提案書等の提出先 (問合せ時間：10時00分～17時00分 ※平日のみ)
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-3502-8111（内線5447）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部農村計画課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL：022-263-1111(内線4444,4065)
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL：048-600-0600(内線3405、3414)
新潟県、富山県、石川県、福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部農村計画課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL：076-263-2161(内線3414,3418)
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部農村計画課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL：052-201-7271(内線2521,,2527)
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部農村計画課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL：075-451-9161(内線2417,2421)
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部農村計画課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL：086-224-4511(内線2514,2563)
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部農村計画課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL：096-211-9111(内線4793,4628)
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL：098-866-0031(内線83336)